

福島市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

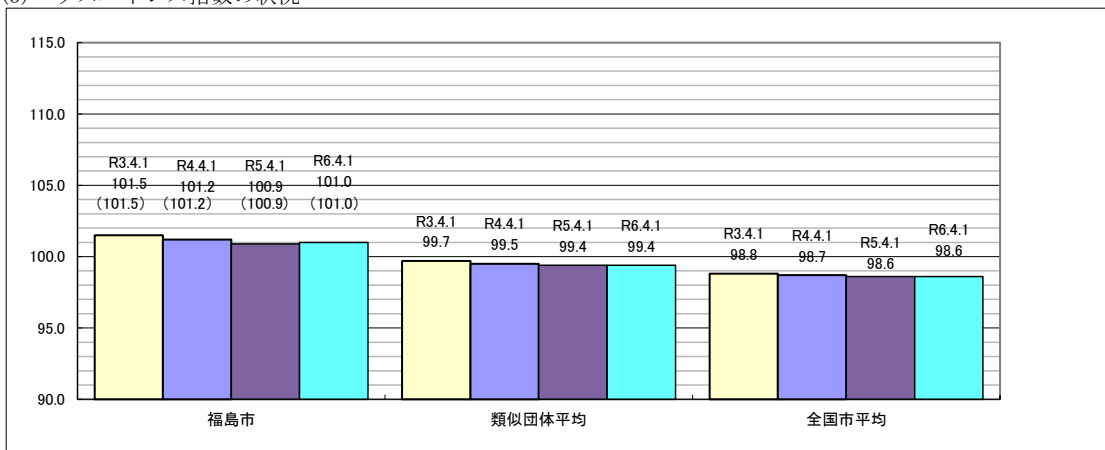
区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 4年度の人件費率
5年度	人 267,924	千円 127,783,451	千円 2,986,022	千円 18,861,294	% 14.8	% 15.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 1,991	千円 7,429,944	千円 1,571,078	千円 3,031,353	千円 12,032,375	千円 6,043	千円 6,359

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれておりますが、会計年度任用職員の給与費は含まれておりません。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数です。
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
- 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ラスパイレス指数が100を超えている理由及び改善の見込み。

- 国においては、給与構造の改革を平成18年4月1日に実施したが、本市では、給与システムの改修、その他制度設計に時間を要し、実施時期が1年遅れたため。（平成19年4月1日実施）
- 昇格制度の改正が国実施（平成25年1月）より遅れ、本市においては平成30年4月1日に実施することとなったため。ただし、平成25年1月1日の定期昇給について、6か月の延伸を実施。
- 国においては、給与の総合的見直しの実施にあたり、平成27年1月1日における昇給幅を1号俸抑制しているが、本市においては昇給抑制措置を実施していなかったため。
- 国においては、平成25年1月から55歳を超える職員の昇給停止を実施したが、本市では令和5年4月1日から実施。
- 平成24年1月1日の定期昇給において、標準昇給号数「4号給」を「2号給」とした50%のカットを行っている。
- 今後も人事院勧告や福島県人事委員会勧告等を踏まえ、給与の適正化を図る。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

[実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容)

一般行政職の給料表について、福島県に準拠し平均1.0%引下げを実施。
若年層については、引上げを行ないながら、高齢層を中心に最大3%程度の引下げを実施。
激変緩和のため、5年間(令和2年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② その他の見直し内容

単身赴任手当について、福島県に準拠し見直しを実施。管理職員特別勤務手当について、福島県の見直し内容に合わせ手当を新設。

2 職員の平均給料月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
福島市	40.4 歳	322,274 円	393,660 円	346,659 円
福島県	42.8 歳	326,500 円	407,692 円	357,321 円
国	42.1 歳	323,823 円	- 円	405,378 円
類似団体	42.3 歳	322,065 円	406,828 円	366,830 円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
福島市	50.3 歳	201 人	365,638 円	398,788 円	380,751 円	-	-	-	-
うち清掃職員	51.7 歳	40 人	372,753 円	412,853 円	388,932 円	廃棄物処理業	47.7 歳	314,900 円	1.31
うち学校給食員	51.3 歳	43 人	371,049 円	396,119 円	384,022 円	飲食物調理従事者	44.7 歳	261,900 円	1.51
うち用務員	49.9 歳	69 人	362,804 円	393,713 円	380,198 円	用務員	49.1 歳	244,800 円	1.61
うち運転手	54.7 歳	8 人	393,100 円	457,525 円	413,725 円	乗用自動車運転者	59.6 歳	251,000 円	1.82
うちその他	48.1 歳	41 人	352,800 円	385,346 円	364,193 円	-	-	-	-
福島県	54.6 歳	131 人	311,300 円	349,037 円	323,940 円	-	-	-	-
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	-	330,553 円	-	-	-	-
類似団体	50.9 歳	183 人	319,664 円	376,837 円	350,144 円	-	-	-	-

区 分	参 考 年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
福島市	-	-	-
うち清掃職員	6,831,436 円	4,376,300 円	1.56
うち学校給食員	6,605,428 円	3,438,100 円	1.92
うち用務員	6,555,756 円	3,297,300 円	1.99
うち運転手	7,500,200 円	3,307,700 円	2.27

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています(令和3年～5年の3か年平均)。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③ 教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福島市	44.4 歳	393,918 円	438,152 円
うち幼稚園教育職	37.8 歳	352,000 円	374,290 円
うちその他の教育職	50.3 歳	431,500 円	488,072 円
福島県	45.9 歳	375,600 円	415,662 円
類似団体	39.8 歳	314,557 円	367,988 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		福島市	福島県	国
一般行政職	大学卒	207,100 円	207,100 円	196,200 円
	高校卒	174,400 円	174,400 円	166,600 円
技能労務職	高校卒	166,300 円	172,800 円	-
	中学卒	-	163,700 円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（令和6年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	283,500 円	372,800 円	390,000 円	403,300 円
	高校卒	242,000 円	328,500 円	370,600 円	384,700 円
技能労務職	高校卒	212,000 円	270,400 円	該当者なし	376,700 円
	中学卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし

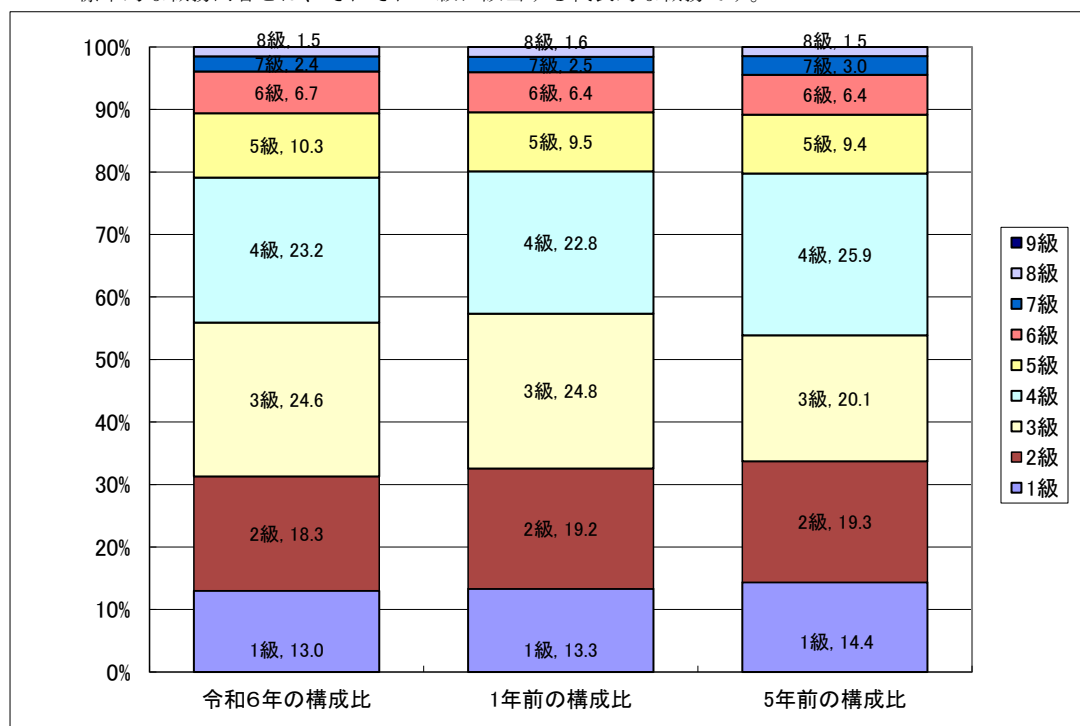
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事	159 人	13.0 %	165,300 円	255,100 円
2 級	副主査	224 人	18.3 %	211,800 円	312,100 円
3 級	係長	302 人	24.6 %	244,600 円	359,100 円
4 級	困難な業務を分掌する係長	284 人	23.2 %	276,500 円	394,100 円
5 級	課長補佐	127 人	10.3 %	301,000 円	410,700 円
6 級	課長	82 人	6.7 %	330,300 円	422,800 円
7 級	部次長	29 人	2.4 %	374,100 円	456,800 円
8 級	部長	19 人	1.5 %	420,500 円	481,700 円

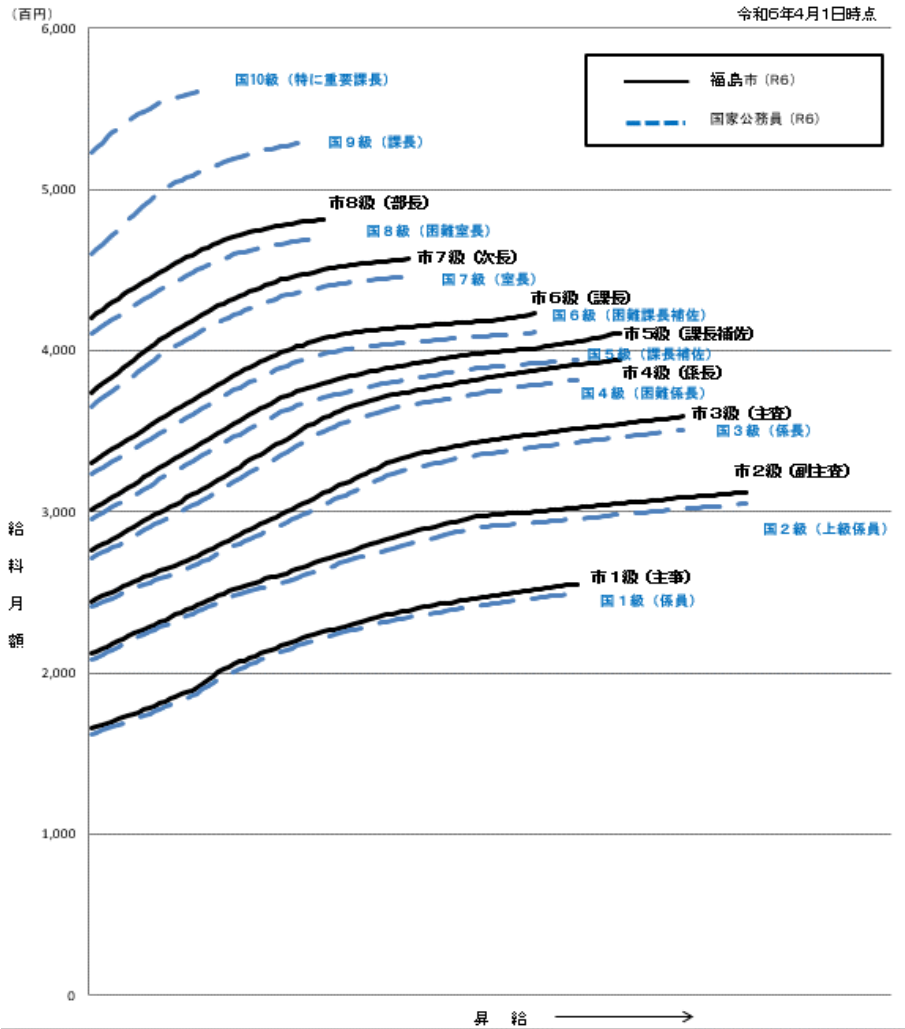
(注) 1 福島市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 平成19年に9級制から8級制に変更しています。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（福島市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

福島市	福島県	国
1人当たり平均支給額（5年度） 1,523 千円	1人当たり平均支給額（5年度） 1,663 千円	—
（5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2 月分 （1.38）月分（0.975）月分	（5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2 月分 （1.375）月分（0.975）月分	（5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 （1.375）月分（0.975）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（福島市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

福島市				国			
（支給率）	自己都合	勸奨・定年		（支給率）	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度	47.709 月分	47.709 月分		最高限度	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置				その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）				定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）			
1人当たり平均支給額	1,956 千円	18,149 千円					

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額です。
2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当 なし

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）				43,747 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）				82,350 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（5年度）				25.4 %
手当の種類（手当数）				19
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (5年度決算)	左記職員に対する支給単価
市税等事務従事手当	財務部又は市民・文化スポーツ部国保年金課に勤務する職員	専ら市税等の賦課、徴収等の事務に従事した場合	7,073 千円	第一種手当 ・月額 5,800円 ・庁外において市税等の徴収事務に従事した場合 日額 450円 第二種手当 ・庁外において市税等の滞納に係る動産の差押え等 日額 450円
税外徴収手当	市民・文化スポーツ部国保年金課に勤務する職員	庁外において国民健康保険診療報酬等の徴収事務に従事した場合	1 千円	日額 450円
	財務部納税課に勤務する職員	庁外において後期高齢者医療保険料及び介護保険料の徴収事務に従事した場合		
	都市政策部住宅政策課に勤務する職員	庁外において住宅使用料の徴収事務に従事した場合		
	都市政策部市街地整備課に勤務する職員	庁外において土地区画整理事業清算金の徴収事務に従事した場合		
	都市政策部下水道室下水道総務課に勤務する職員	庁外において農業集落排水事業分担金若しくは使用料又は下水道事業受益者負担金の徴収事務に従事した場合		
防疫作業手当	保健所に勤務する職員	感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止のため消毒等の作業に従事した場合	651 千円	日額 350円
		感染症の病原体に汚染されている区域において当該病原体に感染した者に接触する作業又は当該病原体の付着した物件の処理作業に従事した場合		
		感染症の病原体を採取し、試験検査の作業に従事した場合		
清掃作業手当	環境部あぶくまクリーンセンター又はあらかわクリーンセンターに勤務する職員	クリーンセンターの焼却炉内の指示及び点検作業に従事した場合	103 千円	一回 300円
		動物の死体処理作業に従事した場合		一頭 50円
特殊自動車運転手当	建設部道路保全課に勤務する職員	グレーダ、トラクターショベル又はロードスローパーの運転業務に従事した場合	50 千円	日額 300円

特殊現場業務手当	財務部、農政部、建設部、都市政策部又は支所に勤務する職員	庁外において測量、工事検査等の業務に従事した場合	1 千円	日額 300円
	商工観光部にぎわい商業課に勤務する職員	20 k g の分銅を使用し、計量検査の業務に従事した場合		
	環境部環境課に勤務する職員	庁外において騒音振動等の調査の業務に従事した場合		
	右記業務に従事した職員(消防職の職員を除く。)	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害対策本部の指揮下で、屋外において応急作業又は復旧作業に従事した場合		
用地交渉業務手当	右記業務に従事した職員	庁外において公共の用及び公共の利益のための土地の取得の業務に従事した場合	0 千円	日額 400円
社会福祉業務手当	福祉事務所に勤務する次に掲げる職員 一 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第15条第1項に定める指導監督を行う所員及び現業を行う所員 二 身体障害者福祉司 三 知的障害者福祉司	社会福祉に関する業務に専ら従事した場合	5,890 千円	月額 7,600円
行旅死病人等措置手当	右記業務に従事した職員	行旅死亡人その他の死亡人の措置に従事した場合	0千円	一体 5,000円
		行旅病人の救護に従事した場合		一人 1,700円
児童福祉業務手当	保育所、認定こども園又はこども発達支援センターに勤務する保育士、保育教諭又は看護師	困難な保育業務又は障害児の療育訓練及び生活指導に専ら従事した場合	299 千円	日額 150円
消防業務手当	消防本部又は消防署に勤務する職員が、右記に掲げる業務に従事した場合	一 水火災その他の災害の現場作業	12,735 千円	一勤務において出勤があった場合 一勤務 400円
		二 消防自動車、救急自動車等の運転		正機関員月額 ・大型免許所持者 2,900円 ・普通免許所持者 2,300円
		三 消防法(昭和23年法律第186号)に基づく救急業務		出勤一回 150円
交替制勤務手当	消防本部又は消防署に勤務する職員	正規の勤務として交替制で勤務した場合	14,449 千円	月額 5,800円
高所作業手当	消防本部又は消防署に勤務する職員	はしご付消防自動車等で、地上又は水面上10 m以上の箇所、消火又は救出作業に従事した場合	79 千円	日額 350円
	右記業務に従事した職員	工事現場等で地上又は水面上10 m以上の高所において、保守点検、工事検査等の業務に従事した場合		

原子力災害対応作業手当 ※平成二十三年四月二十二日以後に原子力災害対応作業（東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行つた作業を除く。）に従事した職員の屋外作業に従事した時間（第二項の規定により支給されないこととなる手当に係る作業に従事した時間を含む。）が一日について四時間に満たない場合における日額手当の額は、規定により受けるべき額に百分の六十を乗じて得た額とする。	右記業務に従事した職員	一 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業	0 千円	一 原子炉建屋（規則で定めるものに限る。）内において行う場合 日額 40,000円 二 前号及び第四号に掲げる場合以外の場合であつて、故障した設備等を現場において確認する場合（市長が定めるものに限る。） 日額 20,000円 三 前二号及び次号に掲げる場合以外の場合 日額 13,300円 四 規則で定める施設内において行う場合 日額 3,300円
		二 原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第五十六号)第二十条第三項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示(以下「本部長指示」という。)により、帰還困難区域に設定することとされた区域において行う作業（前号に掲げるものを除く。）		一 屋外において行う場合 日額 6,600円 二 屋内において行う場合 日額 1,330円
		三 本部長指示により、居住制限区域に設定することとされた区域において行う作業（前二号に掲げるものを除く。）		一 屋外において行う場合 日額 3,300円 二 屋内において行う場合 日額 660円
		四 本部長指示により、原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第六十三条第一項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域において行う作業（前三号に掲げるもの及び本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定することとされた区域において行うものを除く。）		一 屋外において行う場合 日額 6,600円 二 屋内において行う場合 日額 1,330円
		五 本部長指示により、居住者等が避難のための立退き又は避難のための計画的な立退きを行うこととされた区域において行う作業（前各号に掲げるもの及び本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定することとされた区域において行うものを除く。）		一 屋外において行う場合 日額 5,000円 二 屋内において行う場合 日額 1,000円

公衆衛生業務手当	右記業務に従事した職員	保健所の長たる医師が公衆衛生に関する業務に従事した場合	2,160 千円	月額 180,000円
有害物等取扱手当	保健所に勤務する職員	有害物又は薬物を使用して行う試験、研究、検査等のうち窒息、中毒、神経障害等を引き起こす等著しく健康を害するおそれがある作業に従事した場合	62 千円	日額 290円
環境衛生検査等作業手当	環境部環境課に勤務する職員	庁外における大気汚染防止法等による検査又は測定の作業に従事した場合	176 千円	日額 350円
	環境部廃棄物対策課に勤務する職員	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条第1項の規定に基づく立ち入り検査の作業に従事した場合		
野犬捕獲作業手当	保健所に勤務する職員	野犬、こう傷犬等の捕獲又は抑留の作業に従事した場合	18 千円	日額 1,100円
	右記業務に従事した職員	狂犬病予防法の規定による狂犬病予防員が、犬の死体の引取り及び引渡し、検診、予防注射並びに解剖の作業に従事した場合		日額 1,100円
	保健所に勤務する職員	野犬、こう傷犬等の捕獲又は抑留、並びに犬の死体の引取り引渡し、検診、予防注射及び解剖の補助作業に従事した場合		日額 350円
災害応急作業等派遣手当	異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある市外の地方公共団体の区域に派遣されて行う応急作業に従事した職員（当該区域を管轄する他の地方公共団体から給与その他の給付の支給を受ける場合を除く。）	異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある市外の地方公共団体の区域に派遣されて行う応急作業に従事した職員（当該区域を管轄する他の地方公共団体から給与その他の給付の支給を受ける場合を除く。）	0 千円	日額 710円 ただし、大規模な災害として管理者が定める災害に係る作業に従事した場合は、1,080円とする。
		避難所等の運営支援の作業		
		その他災害応急作業		

(5) 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	735,090 千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	371,258 円
支給実績（4年度決算）	861,374 千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	437,468 円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（5年度決算と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 配偶者以外の扶養親族 6,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき 5,000円加算	同じ		209,819 千円	225,128 円
住居手当	(借家・借間) 職員が、自ら居住する住宅を借り受け、月額9,000円を超える家賃を支払っている場合 ・20,000円以下の家賃 家賃額－9,000円 ・20,000円を超え54,000円未満の家賃 (家賃額－20,000) × 1/2 + 11,000 ・54,000円以上の家賃 28,000円	異なる	国においては、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給。	160,653 千円	277,466 円
通勤手当	(支給要件) 通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員に支給。ただし、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2k m以上の職員に限る。 (支給額) 交通機関等利用者 運賃相当額。ただし、運賃が35,010円超の場合、超える額の1/2を加算 限度額38,010円 自動車等使用 距離に応じて、4,000円～19,500円	異なる	国においては、交通機関等利用者の限度額55,000円。また、自動車等使用の場合の距離区分、支給額が異なる。距離に応じて、2,000円～31,600円	207,661 千円	109,295 円
単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活する職員に支給 基本額30,000円、距離に応じた加算額8,000円～70,000円	同じ		1,272 千円	424,000 円
特別調整手当	管理又は監督の地位にある職員のその職の特殊性に基づき、規則で指定する職員に支給 定額で12,900円～96,000円	異なる	一般行政職の場合 4級5種 46,300円～ 9級1種 130,300円	167,733 千円	729,274 円
初任給調整手当	専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員補充が困難であると認められる職等に採用された職員に一定期間支給 医師 309,200円～51,900円 獣医師 50,000円～8,000円	異なる	国においては、医師、医系技官等、研究員等の職員に支給	5,895 千円	1,179,000 円
休日勤務手当	祝祭日及び年末年始等の休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員に支給 勤務した全時間に対し、勤務1時間当たりの給与額の135/100の割合を乗じた額	同じ		88,766 千円	380,970 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給 勤務した全時間に対し、勤務1時間当たりの給与額の25/100割合を乗じた額	同じ		20,031 千円	89,825 円

管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が、臨時又は緊急の必要等により、やむを得ず週休日等又は平日深夜（午前0時～5時）に勤務した場合支給勤務1回につき定額	異なる	週休日等： 6,000円～ 10,000円（6時間を超える場合は150/100を乗じた額） 平日深夜： 3,000円～5,000円	804 千円	21,158 円
寒冷地手当	基準日（11月から翌年3月までの各月の初日）において、支給対象地域に在勤する職員に支給 基準日における地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じた額	同じ		458 千円	65,429 円
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のために、め他の地方公共団体等から派遣された職員が、住所又は居所を離れて市内に滞在することを要する場合に、当該職員に支給	—	—	0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等			
給 料	市 長 副 市 長	□047,600 円 (1,047,600 円) 865,700 円 ()	(参考) 類似団体における最高／最低額		
			1,180,000 円	／	707,000 円
			960,000 円	／	696,000 円
議 員 報 酬	議 長	682,000 円	823,000 円	／	584,000 円
	副 議 長	635,900 円	747,000 円	／	504,000 円
	議 員	599,000 円	700,000 円	／	475,000 円
期 末 手 当	市 長 副 市 長	(6 年度支給割合) 3.4 月 (6 月期 1.675 月 、 12月期 1.725 月)			
	議 長 副 議 長 議 員	(6 年度支給割合) 3.45 月 (6 月期 1.700 月 、 12月期 1.75 月)			
退 職 手 当	市 長 副 市 長	(算定方式) 給料月額×在職月数×支給率 (45 / 100) 給料月額×在職月数×支給率 (28.7 / 100)	(1期の手当額) 22,628,160 円 11,925,883 円	(支給時期) 任期ごと 任期ごと	

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

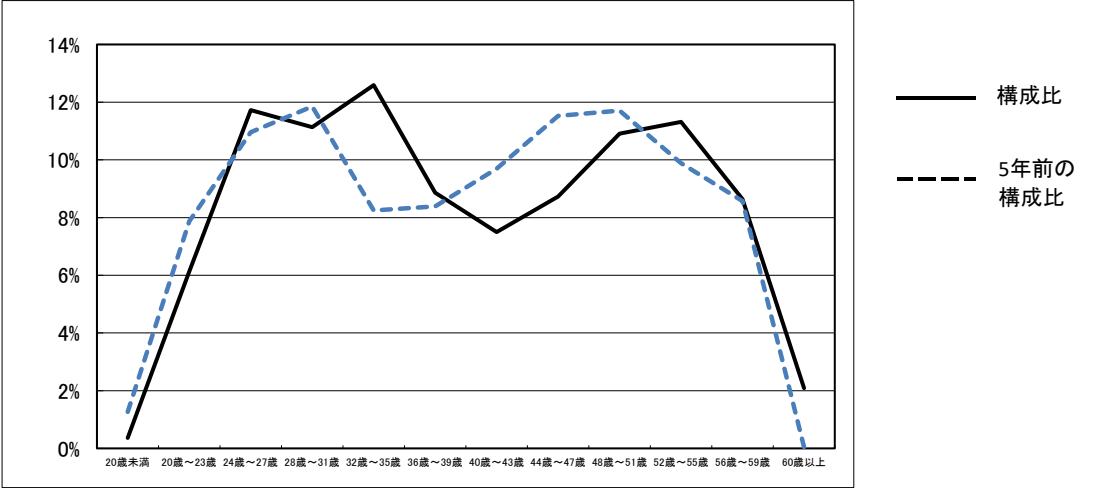
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和5年	令和6年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	17	17	0
		総務企画	381	388	7
		税 務	107	106	△ 1
		民 生	350	360	10
		衛 生	238	234	△ 4
		労 働	4	4	0
		農林水産	74	74	0
		商 工	44	46	2
		土 木	190	191	1
		計	1,405	1,420	15
		<参考> 人口1万当たり職員数 53.36人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 47.84人)			
	教育部門	296	291	△ 5	配置職員の見直し
	消防部門	279	280	1	配置職員の見直し
公営企業等 会計部門	小 計	1,980	1,991	11	<参考> 人口1万当たり職員数 74.82人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 65.57人)
	水 道	95	96	1	配置職員の見直し
	下 水 道	30	30	0	
	そ の 他	84	83	△ 1	配置職員の見直し
	小 計	209	209	0	
合 計		2,189	2,200	11	<参考> 人口1万人当たり職員数 82.67人
		[2,536]	[2,576]	[40]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和6年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	8	135	258	245	277	195	165	192	240	249	190	46	2,200

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年 度 部門別	平成 3 1 年	令和 2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	過去 5 年間 の増減数 (率)
一般行政	1, 358	1, 393	1, 393	1, 390	1, 405	1, 420	62 (4. 57%)
教育	294	309	301	300	296	291	△ 3 (-1. 03%)
消防	277	279	278	279	279	280	3 (1. 09%)
普通会計計	1, 929	1, 981	1, 972	1, 969	1, 980	1, 991	62 (3. 22%)
公営企業等会計計	206	204	205	206	209	209	3 (1. 46%)
総合計	2, 135	2, 185	2, 177	2, 175	2, 189	2, 200	65 (3. 05%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給 B/A	(参考) 4年度の総 費用に占める職員 給与費比率
5 年度	千円 6,284,220	千円 742,283	千円 663,210	% 10.6	% 9.8

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費200,387千円を含みません。

区 分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5 年度	人 99	千円 393,309	千円 62,079	千円 160,334	千円 615,722	千円 6,219	千円 6,924

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数については、令和6年3月31日現在の「地方公営企業決算状況調査」に基づく人数です。
また、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員を含みません。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び、暫定再任用職員（短時間勤務）及び
定年前再任用短時間勤務職員をの給与費が含まれておりますが、会計年度任用職員の給与費は含まれて
おりません。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
福 島 市	43.0 歳	354,000 円	539,320 円
団 体 平 均	44.6 歳	359,974 円	575,747 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しております。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

福 島 市				団 体 平 均							
1人当たり平均支給額（5年度）				1人当たり平均支給額（5年度）							
1,620千円				1,658千円							
(5年度支給割合)				福島市一般行政職							
				(5年度支給割合)							
				期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
				2.45月分		2月分		2.45月分		2月分	
				(1.375)月分		(0.975)月分		(1.375)月分		(0.975)月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)							
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置							

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

福 島 市				福 島 市（一般行政職・団体平均等）			
(支給率)				(支給率)			
自己都合		勸奨・定年		自己都合		勸奨・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分		最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置				その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）				定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			
1人当たり平均支給額		6,168 千円 25,706 千円		1人当たり平均支給額		1,956 千円 18,149 千円	

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額です。
2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後
その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）				892 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）				16,522 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（5年度）				48.0 %
手当の種類（手当数）				5
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （5年度決算）	左記職員に対する支給単価
滞納整理手当	右記業務に従事した職員	水道料金等の滞納整理に従事した場合	0 千円	日額 400 円
停水処分手当	右記業務に従事した職員	停水処分に従事した場合	0 千円	1件 180 円
現場業務手当	右記業務に従事した職員	水道使用者の異動に伴う開閉栓業務並びに異常水量、漏水、無届使用及び転出の調査等に従事した場合 配水管工事等の監督、立会、検査、調査及び測量等に従事した場合 配水管等の維持管理に従事した場合 加圧ポンプ所等の維持管理に従事した場合 高所及び深所での作業に従事した場合	892 千円	日額 300 円
用地交渉手当	右記業務に従事した職員	土地の売買及び賃貸借契約の交渉業務に従事した場合	0 千円	日額 350 円
災害応急作業等派遣手当	右記業務に従事した職員	異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある市外の地方公共団体の区域に派遣されて行う応急作業に従事した職員（当該区域を管轄する他の地方公共団体から給与その他の給付の支給を受ける場合を除く。）	0 千円	日額 710 円 ただし、大規模な災害として管理者が定める災害に係る作業に従事した場合は、1,080 円とする。

エ 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	20,450 千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	249 千円
支給実績（4年度決算）	30,797 千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	376 千円

- （注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当び支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

オ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当 り平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	一般行政職制度に同じ	同じ	—	12,812 千円	251,216 円
住居手当	一般行政職制度に同じ	同じ	—	6,194 千円	294,952 円
通勤手当	一般行政職制度に同じ	同じ	—	9,067 千円	109,236 円
単身赴任手当	一般行政職制度に同じ	同じ	—	0 千円	0 円
特別調整手当	一般行政職制度に同じ	同じ	—	12,665 千円	744,988 円
休日勤務手当	一般行政職制度に同じ	同じ	—	— 千円	— 円
夜間勤務手当	一般行政職制度に同じ	同じ	—	0 千円	0 円
管理職員特別 勤務手当	一般行政職制度に同じ	同じ	—	0 千円	0 円
寒冷地手当	一般行政職制度に同じ	同じ	—	0 千円	0 円
災害派遣手当	一般行政職制度に同じ	同じ	—	0 千円	0 円